

第 6 号様式（第 7 条関係）

公 表 一 覧 表

令和 6 年 12 月 6 日 現在

法令名の略語例 法：消防法、令：消防法施行令、条例：八尾市火災予防条例

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他消防長が必要と認める事項	
		指摘事項	根拠法令	公表日	その他
手造り豆腐河内庵	八尾市八尾木北 5 丁目 119 番地	自動火災報知設備未設置	令第 21 条第 1 項第 3 号	令和 6 年 12 月 6 日	

※ 本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表事実以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。